

リクルートマネジメントスクール利用約款 変更点一覧

2024年11月28日改定

条項	変更前	変更後	変更のポイント
第7条2項	甲は、専用サイトにおいて受講者が受講する研修を指定することで受講の申し込みを行う。	甲は、専用サイトにおいて受講者に受講させる研修を指定することで受講の申し込みを行う。	より正確な表現に修正
(新第7条3項)	-	乙は、専用サイトにおいて、甲が受講者に受講の権利を与え、当該受講者が自ら受講する研修を指定する手続きを定めることができる。この場合、受講者が受講する研修を自ら指定することをもって、甲による受講の申し込みとする。	今後提供を予定しているサービスについて追加
第9条	<p>甲は、以下の各号に定める期日の前日まで、専用サイトにおいて研修の受講の申し込みを無償で取り消すことができる。当該期日以降に取り消しを行う場合、甲は、乙が別途定める手続きに従い乙に申し出るとともに、キャンセル料として受講料の全額を支払うものとする。なお、受講日程の変更は、申し込みの取り消しとともに新日程の研修の受講を申し込むものであり、当該期日以降の変更を行う場合、甲は、キャンセル料のほか新日程の受講料を別途支払うものとする。<u>また、受講者の変更は、申し込みの取り消しとともに新たな受講者について研修の受講を申し込むものであり、当該期日以降の変更を行う場合、甲は、キャンセル料のほか新たな受講者の受講料を別途支払うものとする。</u></p> <p>(1)乙が別途定める事前にサーバイの実施を含む研修等について、研修開催日の前月同日</p> <p>(2)前号に定める以外の研修について、研修開催日の14日前</p>	<p><u>1.甲は、以下の各号に定める期日の前日まで、専用サイトにおいて研修の受講の申し込みを無償で取り消すことができる。当該期日以降に取り消しを行う場合、甲は、乙が別途定める手続きに従い乙に申し出るとともに、キャンセル料として受講料の全額を支払うものとする。なお、受講日程の変更は、申し込みの取り消しとともに新日程の研修の受講を申し込むものであり、当該期日以降の変更を行う場合、甲は、キャンセル料のほか新日程の受講料を別途支払うものとする。</u></p> <p>(1)乙が別途定める事前にサーバイの実施を含む研修等について、研修開催日の前月同日</p> <p>(2)前号に定める以外の研修について、研修開催日の14日前</p> <p><u>2.甲は、前項各号に定める期日以降に受講者の変更を希望する場合、乙が別途定める手続きに従い乙に申し出るものとする。乙は、合理的な理由があるときは当該変更を認めないことができ、このとき甲はキャンセル料として受講料の全額を支払うものとする。</u></p>	受講者変更について、対応を変更するとともに2項として記載
第13条	<p>1.甲は、甲自らまたは甲以外の法人（甲の親会社、子会社、関係会社等を含む）もしくは個人（以下当該法人および個人をあわせて「第三者」という）をして、如何なる方法によっても、本サービスに関し、複写、複製、転載、引用、配信（ネットワークに接続されたサーバへのアップロードを含む）、編集、翻案、改変、改竄、翻訳、第三者への開示等をしてはならない。</p> <p>2.甲は、受講者以外の者に研修を受講させてはならない。</p> <p><u>3.甲は、甲自らまたは第三者をして、本サービスと同一または類似した研修を作成してはならない。</u></p> <p><u>4.甲は、甲自らまたは第三者をして、本サービスと同一または類似した研修を用いて、本サービスと同一または</u></p>	<p>1.甲は、甲自らまたは甲以外の法人（甲の親会社、子会社、関係会社等を含む）もしくは個人（以下当該法人および個人をあわせて「第三者」という）をして、如何なる方法によっても、本サービスに関し、複写、複製、転載、引用、配信（ネットワークに接続されたサーバへのアップロードを含む）、編集、翻案、改変、改竄、翻訳、第三者への開示等をしてはならない。</p> <p>2.甲は、受講者以外の者に研修を受講させてはならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 競業避止義務を削除 3項および4項の削除 に伴う項番号の変更

	<p><u>類似したサービスを提供してはならない。</u></p> <p><u>5.甲は、受講者に研修を受講させるにあたり、受講者が、乙が別途定める受講要件を満たすことを確認するものとする。また、甲は、受講者に、乙が別途定める受講ルールおよび乙（講師を含む）の指示に従わせるとともに、乙による研修の円滑な進行および他の研修受講者の受講を妨げる行為をさせてはならない。</u></p> <p><u>6.甲は、前項に定めるほか、本サービスを利用するにあたり、以下の各号に該当する行為をしてはならない。</u></p> <p>(1)乙、他の研修受講者またはその他の第三者を誹謗中傷またはその名誉を毀損する行為</p> <p>(2)乙、他の研修受講者またはその他の第三者に損害を与えまたは与えるおそれのある行為</p> <p>(3)本サービスの運営に支障を及ぼすまたは及ぼすおそれのある行為</p> <p><u>7.甲が、本サービスを利用するにあたり、甲が行うべき作業等を第三者に代行させる場合、甲は、当該第三者に本約款における甲と同等の義務を負わせたうえで、乙が別途定める手続きに従い乙に申し出るものとする。なお、乙が、本サービスの提供に支障を及ぼすまたは及ぼすおそれがあると判断した場合、乙は、当該第三者の作業代行を認めないことができる。</u></p> <p><u>8.甲は、本サービスを利用するにあたり自ら登録することができる事項について管理し、当該事項に変更等がある場合、速やかに更新、削除等を行う義務を負う。</u></p> <p><u>9.甲は、本サービスに関し録音・録画・撮影を行うことはできない。</u></p> <p><u>10.甲は、受講者の行為であることを理由に本約款に定める義務に関する責任を免れることはできず、受講者が本約款に定める義務に違反した場合、乙または第三者に対してこれに起因する損害等に関する一切の責任を負う。</u></p>	<p><u>3.甲は、受講者に研修を受講させるにあたり、受講者が、乙が別途定める受講要件を満たすことを確認するものとする。また、甲は、受講者に、乙が別途定める受講ルールおよび乙（講師を含む）の指示に従わせるとともに、乙による研修の円滑な進行および他の研修受講者の受講を妨げる行為をさせてはならない。</u></p> <p><u>4.甲は、前項に定めるほか、本サービスを利用するにあたり、以下の各号に該当する行為をしてはならない。</u></p> <p>(1)乙、他の研修受講者またはその他の第三者を誹謗中傷またはその名誉を毀損する行為</p> <p>(2)乙、他の研修受講者またはその他の第三者に損害を与えまたは与えるおそれのある行為</p> <p>(3)本サービスの運営に支障を及ぼすまたは及ぼすおそれのある行為</p> <p><u>5.甲が、本サービスを利用するにあたり、甲が行うべき作業等を第三者に代行させる場合、甲は、当該第三者に本約款における甲と同等の義務を負わせたうえで、乙が別途定める手続きに従い乙に申し出るものとする。なお、乙が、本サービスの提供に支障を及ぼすまたは及ぼすおそれがあると判断した場合、乙は、当該第三者の作業代行を認めないことができる。</u></p> <p><u>6.甲は、本サービスを利用するにあたり自ら登録することができる事項について管理し、当該事項に変更等がある場合、速やかに更新、削除等を行う義務を負う。</u></p> <p><u>7.甲は、本サービスに関し録音・録画・撮影を行うことはできない。</u></p> <p><u>8.甲は、受講者の行為であることを理由に本約款に定める義務に関する責任を免れることはできず、受講者が本約款に定める義務に違反した場合、乙または第三者に対してこれに起因する損害等に関する一切の責任を負う。</u></p>	
特約第3条1項	<p>本約款第7条第2項の定めにかかわらず、甲は、事前に専用サイトにおいてチケットを購入する。甲が、専用サイトにおいてチケットを用いて受講者が受講する研修を指定した場合、当該指定をもって受講の申し込みとする。また、甲が、専用サイトにおいてチケットを用いて受講者に受講の権利を与えた場合、当該受講者が専用サイトにおいて受講する研修を指定することをもって甲による受講の申し込みとする。</p>	<p>本約款第7条第2項および同条第3項の定めにかかわらず、甲は、事前に専用サイトにおいてチケットを購入する。甲が、専用サイトにおいてチケットを用いて受講者が受講する研修を指定した場合、当該指定をもって受講の申し込みとする。また、甲が、専用サイトにおいてチケットを用いて受講者に受講の権利を与えた場合、当該受講者が専用サイトにおいて受講する研修を指定することをもって甲による受講の申し込みとする。<u>ただし、甲がチケットを購入できるのは、乙が別途専用サイトにおいて広報した期限までとする。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第7条3項の新設に伴う変更 ・今後予定している新規チケット販売の終了について追加

特約第4条3項	甲は、チケットの使用の有無、使用期限の到来の有無等、理由のいかんにかかわらず、乙に対しチケットの料金の払い戻しを求めるることはできない。	甲は、法令に定める場合を除き、チケットの使用の有無、使用期限の到来の有無等、理由のいかんにかかわらず、乙に対しチケットの料金の払い戻しを求めるることはできない。	法令の定めに従うことを明記
特約第5条	本約款第9条の定めにかかわらず、甲および受講者は、専用サイトにおいて研修開催日の前々日まで研修の受講の申し込みを取り消すことができる。この場合、申し込み時に用いられたチケットが、従前の使用期限のまま再び使用することができる状態に戻るものとし、甲が購入した当該チケットの料金の払い戻しは行わない。研修開催日の前日以降は取り消すことができず、申し込み時に用いられたチケットを再び使用することはできない。	<p><u>1.本約款第9条第1項の定めにかかわらず、甲および受講者は、専用サイトにおいて研修開催日の前々日まで研修の受講の申し込みを取り消すことができる。</u></p> <p>この場合、申し込み時に用いられたチケットが、従前の使用期限のまま再び使用することができる状態に戻るものとし、甲が購入した当該チケットの料金の払い戻しは行わない。研修開催日の前日以降は取り消すことができず、申し込み時に用いられたチケットを再び使用することはできない。</p> <p><u>2.本約款第9条第2項の定めにかかわらず、甲は、受講者を変更する場合、研修の受講の申し込みの取り消しとともに新たな受講者について研修の受講を申し込みるものとする。</u>研修開催日の前日以降は、受講者の変更を行うことはできない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第9条の変更に伴う変更 ・チケット制サービスにおいては受講者変更についての対応を変更しないことから、2項として記載